

○越前町就職説明会参加企業支援補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この告示は、越前町内の事業者に対し、県内外で開催される就職説明会等へ参加する経費の一部を補助することにより、学生等の地元就職の促進を目的とし、その交付に関しては、越前町補助金等交付規則（平成17年2月1日越前町規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内事業者 越前町内に住所を有する個人事業者又は町内に所在地を有する法人事業者をいう。
- (2) 就職説明会等 県内外で開催され、パンフレット、ホームページ等により広く一般公開されている就職説明会等をいう。

(対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、町内事業者であって町内を就業場所とする求人を行う事業主とし、町税を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 参加費（主催者が定めた参加負担金等をいう）
- (2) その他町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金交付額は、補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1年度当たり10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又はその他の団体が実施する補助

制度の対象となっている場合にあっては、補助対象経費から、その補助金等の額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越前町就職説明会参加企業支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 交付申請額算出内訳書（様式第3号）
- (3) 町税に滞納がないことを証明する納税証明書
- (4) 説明会の開催要項等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを正当と認めたときは、越前町就職説明会参加企業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに越前町就職説明会参加企業支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 交付請求額算出内訳書（様式第7号）
- (3) 補助対象経費の支払証拠書類等
- (4) 就職説明会に参加した際の現場写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、これを正当と認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を

越前町就職説明会参加企業支援補助金交付確定通知書（様式第8号）

により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、越前町就職説明会参加企業支援補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに請求者に補助金の交付を行うものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。